

年 月 日

取 下 げ 届

久留米市長宛て

建築主 住所等
氏 名
連絡先（ ） ー

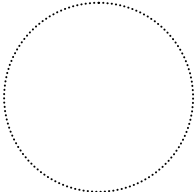
土地所有者等 住所等
氏 名
連絡先（ ） ー

年 月 日付で書類を提出した後退道路協議について、当該協議に係る確認申請等を取下げするため、久留米市における建築行為に係る後退道路に関する指導要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

【第2面】の「記載上の注意」をよく読んで記載して下さい。	敷地（協力地を含む。）	久留米市 町
	意思表示の別	☐ 寄付 ☐ 自己管理
	取下げの理由	
	受任者（ ☐ 委任状の添付）	氏名 連絡先（ ） ー
	添付図書	☐ 【覚書を交換していない場合】付近見取図（※） ☐ 【覚書を交換している場合】覚書（副）及び当該覚書に添付した後退道路協議書（副） ☐ チェックリスト（第 2 4 号様式）

※ 付近見取図には、別表第 9 の第 1 項の右欄の各号に掲げる「明示すべき事項等」をそれぞれ不足なく記載して下さい。

受 付 印


第8号様式（第12条関係）【第2面】

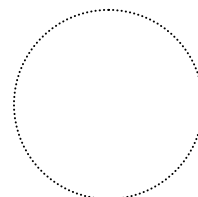
〈記載上の注意〉

- 1 年月日の欄 取下げ届の提出を行う日付
- 2 建築主の欄 下記のとおり記載して下さい。
《個人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書又は前回の変更協議書若しくは変更届（以下「後退道路協議書等」という。）に記載した建築主（個人）の住所
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した建築主（個人）の氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
《法人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載した建築主（法人）の所在地
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した建築主（法人）の名称、代表者の肩書き及び氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 3 土地所有者等の欄は、下記のとおり記載して下さい。（土地所有者等と同一の場合は省略可）
《個人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（個人）の住所
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（個人）の氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
《法人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（法人）の所在地
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（法人）の名称、代表者の肩書き及び氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 4 変更届本文中の年月日の欄 覚書を交換した日付
- 5 後退道路協議又は変更協議のいずれか該当する方に、○印を付けて下さい。
- 6 敷地（協力地を含む。）の欄 後退道路協議書等に記載した地名地番
※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 7 意思表示の別の欄 後退道路協議書等に記載した意思表示の別に応じ、寄付又は自己管理のいずれか該当するチェックボックスに☑を入れて下さい。
- 8 整備事業の完了予定日の欄 後退道路協議書等に記載した整備事業の完了予定日
※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 9 変更する事項及び内容の欄 該当する変更事項及び内容のチェックボックスに☑を入れて下さい。
- 10 書類の種別の欄 軽微な変更届等を提出する場合は、軽微な変更届又は確認事項変更届のいずれか該当する書類のチェックボックスに☑を入れて下さい。
- 11 受任者の欄 受任者により行う場合は委任状を添付し、委任状の添付のチェックボックスに☑を入れ、委任状に記載する受任者の氏名及び電話番号（携帯電話可）を記載して下さい。

〈備考〉

- 1 楷書で記載し、欄が不足する場合は適宜欄を追加するか又は様式を複写し記載して下さい。
- 2 後退道路協議書の記載上の注意については、第1号様式（第9条関係）【第4面】を参照して下さい。
- 3 実印による押印が必要な場合は、印鑑証明を添付して下さい。
- 4 記載漏れ等の訂正箇所には、それぞれ第27条に規定する印により押印して下さい。
- 5 この面の提出は必要ありません。

第29条の規定による押印



久留米市長宛て

建築主 住所等
氏 名
連絡先 () 一

土地所有者等 住所等
氏 名
連絡先 () ー

年 月 日付で書類を提出した後退道路協議について、当該協議に係る確認申請等を取止めるため、久留米市における建築行為に係る後退道路に関する指導要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

敷地（協力地を含む。）	久留米市 町
意思表示の別	☐ 寄付 ☐ 自己管理
取止めの理由	
受任者（ ☐ 委任状の添付）	氏名 連絡先（ ） -
添付図書	☐ 【覚書を交換していない場合】 <u>付近見取図</u> （※） ☐ 【覚書を交換している場合】 <u>覚書（副）</u> 及び <u>当該覚書に添付した後退道路協議書（副）</u> ☐ <u>チェックリスト</u> （第２４号様式）

※ 付近見取図には、別表第 9 の第 1 項の右欄の各号に掲げる「明示すべき事項等」をそれぞれ不足なく記載して下さい。

受 付 印


第9号様式（第12条関係）【第2面】

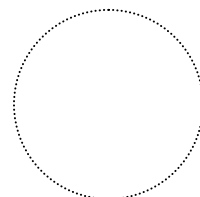
〈記載上の注意〉

- 1 年月日の欄 取止め届の提出を行う日付
- 2 建築主の欄 下記のとおり記載して下さい。
《個人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書又は前回の変更協議書若しくは変更届（以下「後退道路協議書等」という。）に記載した建築主（個人）の住所
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した建築主（個人）の氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
《法人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載した建築主（法人）の所在地
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した建築主（法人）の名称、代表者の肩書き及び氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 3 土地所有者等の欄は、下記のとおり記載して下さい。（土地所有者等と同一の場合は省略可）
《個人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（個人）の住所
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（個人）の氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
《法人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（法人）の所在地
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（法人）の名称、代表者の肩書き及び氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 4 変更届本文中の年月日の欄 覚書を交換した日付
- 5 後退道路協議又は変更協議のいずれか該当する方に、○印を付けて下さい。
- 6 敷地（協力地を含む。）の欄 後退道路協議書等に記載した地名地番
※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 7 意思表示の別の欄 後退道路協議書等に記載した意思表示の別に応じ、寄付又は自己管理のいずれか該当するチェックボックスに☑を入れて下さい。
- 8 整備事業の完了予定日の欄 後退道路協議書等に記載した整備事業の完了予定日
※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 9 変更する事項及び内容の欄 該当する変更事項及び内容のチェックボックスに☑を入れて下さい。
- 10 書類の種別の欄 軽微な変更届等を提出する場合は、軽微な変更届又は確認事項変更届のいずれか該当する書類のチェックボックスに☑を入れて下さい。
- 11 受任者の欄 受任者により行う場合は委任状を添付し、委任状の添付のチェックボックスに☑を入れ、委任状に記載する受任者の氏名及び電話番号（携帯電話可）を記載して下さい。

〈備考〉

- 1 楷書で記載し、欄が不足する場合は適宜欄を追加するか又は様式を複写し記載して下さい。
- 2 後退道路協議書の記載上の注意については、第1号様式（第9条関係）【第4面】を参照して下さい。
- 3 実印による押印が必要な場合は、印鑑証明を添付して下さい。
- 4 記載漏れ等の訂正箇所には、それぞれ第27条に規定する印により押印して下さい。
- 5 この面の提出は必要ありません。

第29条の規定による押印



年 月 日

建築主変更による取下げ届

久留米市長宛て

建築主 住所等
氏 名
連絡先（ ） ー

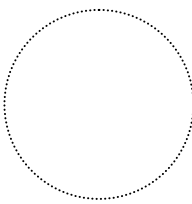
土地所有者等 住所等
氏 名
連絡先（ ） ー

年 月 日付で書類を提出した後退道路協議について、完了確認通知の交付前に建築主を変更するため、久留米市における建築行為に係る後退道路に関する指導要綱第 1 1 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

【第2面】の「記載上の注意」をよく読んで記載して下さい。	敷地（協力地を含む。）	久留米市 町
	意思表示の別	☐ 寄付 ☐ 自己管理
	建築主を変更する理由	
	受任者（ ☐ 委任状の添付）	氏名 連絡先（ ） ー
	添付図書	☐ 【覚書を交換していない場合】付近見取図（※） ☐ 【覚書を交換している場合】覚書（副）及び当該覚書に添付した後退道路協議書（副） ☐ チェックリスト（第 2 4 号様式）

※ 付近見取図には、別表第 9 の第 1 項の右欄の各号に掲げる「明示すべき事項等」をそれぞれ不足なく記載して下さい。

受 付 印


第10号様式（第12条関係）【第2面】

〈記載上の注意〉

- 1 年月日の欄 建築主変更による取止め届の提出を行う日付
- 2 建築主の欄 下記のとおり記載して下さい。
《個人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書又は前回の変更協議書若しくは変更届（以下「後退道路協議書等」という。）に記載した建築主（個人）の住所
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した建築主（個人）の氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
《法人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載した建築主（法人）の所在地
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した建築主（法人）の名称、代表者の肩書き及び氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 3 土地所有者等の欄は、下記のとおり記載して下さい。（土地所有者等と同一の場合は省略可）
《個人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（個人）の住所
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（個人）の氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
《法人の場合》
 - (1) 住所等の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（法人）の所在地
 - (2) 氏名の欄 後退道路協議書等に記載した土地所有者等（法人）の名称、代表者の肩書き及び氏名
 - (3) 連絡先の欄 平日の昼間に連絡を取ることができる電話番号（携帯電話可）※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 4 変更届本文中の年月日の欄 覚書を交換した日付
- 5 後退道路協議又は変更協議のいずれか該当する方に、○印を付けて下さい。
- 6 敷地（協力地を含む。）の欄 後退道路協議書等に記載した地名地番
※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 7 意思表示の別の欄 後退道路協議書等に記載した意思表示の別に応じ、寄付又は自己管理のいずれか該当するチェックボックスに☑を入れて下さい。
- 8 整備事業の完了予定日の欄 後退道路協議書等に記載した整備事業の完了予定日
※ ただし、後退道路協議書等に記載した内容から変更がある場合は変更後の内容を記載して下さい。
- 9 変更する事項及び内容の欄 該当する変更事項及び内容のチェックボックスに☑を入れて下さい。
- 10 書類の種別の欄 軽微な変更届等を提出する場合は、軽微な変更届又は確認事項変更届のいずれか該当する書類のチェックボックスに☑を入れて下さい。
- 11 受任者の欄 受任者により行う場合は委任状を添付し、委任状の添付のチェックボックスに☑を入れ、委任状に記載する受任者の氏名及び電話番号（携帯電話可）を記載して下さい。

〈備考〉

- 1 楷書で記載し、欄が不足する場合は適宜欄を追加するか又は様式を複写し記載して下さい。
- 2 後退道路協議書の記載上の注意については、第1号様式（第9条関係）【第4面】を参照して下さい。
- 3 実印による押印が必要な場合は、印鑑証明を添付して下さい。
- 4 記載漏れ等の訂正箇所には、それぞれ第27条に規定する印により押印して下さい。
- 5 この面の提出は必要ありません。

第29条の規定による押印

